

# 仕様書

地方独立行政法人秋田県立療育機構

1	品名	体成分分析装置	
2	規格品質	別紙詳細仕様のとおり	
3	メーカー名	-	
4	数量・単位	1台	
5	構成・数量	構 成	数量
		(1) 体成分分析装置	1
		(2) 専用移動カート	1
		(3) 専用データ管理ソフト	1
		(4) 専用ノートパソコン	1
6	納期	令和元年7月31日	
7	納入場所	秋田県立医療療育センター リハビリ部門	
8	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入、設置、調整に関わる費用は全て本体に含むようにすること。</li> <li>・ 搬入、設置、調整等に係る手順、スケジュール等については事前にセンター職員と協議すること。</li> <li>・ 検収は双方立ち会いのもと性能等確認したうえで完了する。</li> <li>・ 取り扱い説明に関する教育訓練はセンター職員と協議の上、指定する日時、場所で行うこと。</li> <li>・ 納入検査確認後1年間は、通常の使用状態での故障に対して無償修理ができること。</li> <li>・ 検収を終えた時点で装置の納入が完了するものとする。</li> </ul>	

## 体成分分析装置詳細仕様

- 1 機器名及び数量 体成分分析装置 一式
- 2 設置場所 秋田県立医療療育センター リハビリ部門
- 3 機器の性能、機能及び技術等に関する要件

### 3.1 体成分分析装置

- 3.1.1 外径寸法は202(W)×322(L)×53(H)mm以下であること。
- 3.1.2 消費電力は最大70VAであること。
- 3.1.3 重量は2kg以下であること。
- 3.1.4 適応身長は110～220cmであること。
- 3.1.5 適応体重は10～250kgであること。
- 3.1.6 測定方法は多周波数インピーダンス法(1kHz、5kHz、50 kHz、250 kHz、500 kHz、1000kHz)を採用していること。
- 3.1.7 測定方法は8点接触型電極と付着電極の両方に対応していること。
- 3.1.8 各部位別(右腕、左腕、体幹、右脚、左脚)に抵抗値が計測可能であること。
- 3.1.9 測定中のエラーを判定するに際し、計測中の抵抗値が色の変化により知らせることが可能であること。
- 3.1.10 測定項目は、体水分量、細胞内水分量、細胞外水分量、筋肉量、除脂肪量、体脂肪量、体脂肪率、ECW/TBW、基礎代謝量、部位別水分量、部位別細胞内水分量、部位別細胞外水分量、部位別 ECW/TBW、部位別筋肉量、骨格筋量が測定可能であること。
- 3.1.11 測定姿勢は立位姿勢、仰臥位姿勢、座位姿勢で体成分測定が可能であること。
- 3.1.12 管理医療機器であること。
- 3.1.13 測定結果の算出にあたっては、経験変数(性別・年齢)が排除されていること。
- 3.1.14 電撃に対する保護の形式はクラスⅠ機器であること。
- 3.1.15 ディスプレイは 800×480 カラーTouchColorLCD を有し、測定結果、測定履歴を見ることが可能であること。
- 3.1.16 入力ボタン及びタッチパネルにて入力が可能であること。
- 3.1.17 測定結果は自動的にプリンタから出力できること。
- 3.1.18 測定結果は 100,000 回の保存が可能であること。
- 3.1.19 USB メモリへデータ出力可能であること。
- 3.1.20 外付けバッテリーを使用し、コードレスで測定可能なこと。
- 3.1.21 リアクタンスを測定可能なこと。
- 3.1.22 専用の携帯バック、外付けバッテリーパック、プリンタ、プリンタラック、サーマルプリンタ及びUSBメモリを有すること。

### 3.2 データ管理システム(パソコン及びデータ管理ソフト)については以下の要件を満たすこと。

- 3.2.1 パソコン及びソフトウェアともに、体成分分析装置専用に設計されていること。
- 3.2.2 体成分分析装置のデータを蓄積管理し、プリンタから出力可能であること。
- 3.2.3 各部位別(右腕、左腕、体幹、右脚、左脚)、各周波数別(1kHz、5kHz、50kHz、250kHz、500kHz、1000kHz)の抵抗値が表示可能であること。
- 3.2.4 体成分分析装置の出力項目、体水分量、細胞内水分量、細胞外水分量、筋肉量、除脂肪量、体脂肪量、体脂肪率、ECW/TBW、基礎代謝量、部位別水分量、部位別細胞内水分量、部位別細胞外水分量、部位別 ECW/TBW、部位別筋肉量、骨格筋量が表示可能であること。
- 3.2.5 測定データは各項目をグラフ表示し、経時変化がみられること。
- 3.2.6 測定結果、履歴結果の印刷が可能であること。

3.2.7 測定したデータにメモ入力することが可能であること。

3.2.8 エクセル形式へのデータ変換が可能であること。

#### 4 保守体制に関する要件

- 4.1 設置後1年間は、無償で定期点検、調整を実施し、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
- 4.2 機器に故障や異常が生じた場合は、速やかに電話連絡がとれ、復旧のための迅速な対応が行えること。
- 4.3 修理、メンテナンスは国内での対応が可能であること。

#### 5 取扱い説明、教育訓練等に関する要件

- 5.1 取扱い説明に関する導入時の教育訓練を当センター職員へ十分に行うこと。取扱い説明、教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、当センター職員と協議し決定すること。
- 5.2 当センター職員が、装置の取扱いやアプリケーションの使用方法など技術的サポートが必要と判断した場合は、その要請に無償で応じること。
- 5.3 機器に係る日本語版の取扱説明書を提供すること。
- 5.4 機器が仕様書に記載された要件を満たしているか判断するため、受注者が正常に動作することを示し、当センター職員の承認を得た上で引き渡すこと。
- 5.5 その他定めのない事項については、当センター職員と協議の上、その指示に従うものとする。

以上